

## 相続手続が完了するまでのお取引について

### 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引ごとの取扱

お取引	お取引の内容
貯金等	○相続手続が完了するまで、支店窓口でのお引出し・ご入金等のお取扱いができなくなります。 ○家賃・地代等のお振込みは、原則引き続きご入金されます。 ○口座振替契約は振替停止となりますので、諸代金については、別途お支払いください。 ※当面の間被相続人口座で引続き公共料金等の引落とし、またはお振込みによるご入金の中止をご希望の場合は、支店窓口でご相談ください。 ○当座貯金の小切手帳・手形帳の未使用分は、当店へご返却してください。 また、小切手・手形の生前振出で未決済分がある場合は、支店窓口にお申し出ください。
債券・投資信託	○相続手続が完了するまで、売買はできませんが、償還日等期日到来分は被相続人名義の指定貯金口座に入金します。
融資	○継続取引ができなくなります。支店窓口でご相談ください。
貸金庫	○開閉ができなくなります。
共済	○共済の種類により手続が相違しますので、支店窓口でお尋ねください。ご契約を維持するため、暫定的に相続人等の方からの掛金入金をお受けできる場合もございます。
自動送金・自動集金 ・残高照会等の契約	○お取引を中止させていただきます。
出資	○所定の手続が必要となりますので、支店窓口にお申し出ください。 なお、相続により出資を脱退する場合は、脱退金の支払が申し出の翌年の総代会日以降となりますのでご注意ください。その他詳細につきましては、支店窓口へご相談ください。
購買	○被相続人の貯金口座から購買代金等の口座引き落としは出来なくなります。別途お支払いください。
販売	○被相続人がJAいちかわで出荷を行っている場合には、管轄の経済センターへお問い合わせください。
資産管理	○支店窓口へお問い合わせください。

### 残高証明書の発行について

相続人、遺言執行者または相続財産清算人のお一人のご依頼により発行致します。（有料）  
ご提出いただく書類

- 相続貯金等残高証明依頼書（貯金・貸出金・国債・投資信託）（JA窓口）
- 共済契約証明書発行依頼書（共済）（JA窓口）
- 出資金残高証明書発行依頼書（JA窓口）
- 被相続人が亡くなられたことが確認できる書類（除籍の記載がある戸籍謄本等）
- 相続人、遺言執行者、相続財産清算人であることが確認できる公的書類  
（戸籍謄本、遺言書、審判書謄本等）
- 印鑑証明書